



熊本県公報

第 1 1 8 8 6 号
平成 22 年 3 月 2 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定	(森林保全課) 1
○熊本県税口座振替手数料交付要領の全部改正	(税務課) 1
○熊本県口座振替促進奨励金交付要領の一部改正	(//) 4
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 5
○道路の供用開始	(道路保全課) 5
○道路の供用開始	(//) 5
公 告	
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課) 6
○宅地建物取引業事務所不確地業者に関する公告	(//) 6
○大規模小売店舗立地法に基づく届出	(商工政策課) 6
○換地処分	(農村整備課) 7
○換地処分	(//) 7
○大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村からの 意見	(商工政策課) 7
○換地処分	(農村整備課) 8
○平成 22 年度電子計算機用税務データ入力業務委託に係る一 般競争入札の実施	(税務課) 8
登 載 依 頼	
○口頭による開示請求をすることができる個人情報の改正	(病院局総務経営課) 10

告 示

熊本県告示第 220 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。
平成 22 年 3 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県球磨郡水上村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、球磨郡水上村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
水上村（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県球磨地域振興局並びに水上村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 221 号

熊本県税口座振替手数料交付要領を次のように定める。
平成 22 年 3 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県税口座振替手数料交付要領
熊本県税口座振替手数料交付要領（昭和 50 年熊本県告示第 616 号）の全部を改正する。

- 1 目的

別記第 2 号様式

税第 号
年 月 日

口座振替手数料交付通知書

所 在 地
金 融 機 関 名 様
代 表 者

熊本県総務部税務課長 印

年度分の口座振替手数料を下記のとおり交付します。

記

1 交 付 額 _____円

2 交 付 年 月 日 _____年 _____月 _____日

3 交 付 方 法 口座振替

(2) 総務部税務課長は、口座振替促進奨励金算定調書の報告により、口座振替促進奨励金の交付額を決定し、口座振替促進奨励金交付通知書(別記第2号様式)に、口座振替促進奨励金交付内訳書(別記第3号様式)を添付して各金融機関に口座振替奨励金の交付額を通知し、及び交付するものとする。この場合において、県内に本店又は本所を有する金融機関については各支店(支所)交付分も含め本店(本所)に一括して、県外に本店(本所)を有する金融機関については支店(支所)毎に通知し、及び交付するものとする。

附 則

この要項は、平成21年度分の県税の調定に係る分から適用し、平成20年度分までの県税の調定に係る分については、なお従前の例による。

熊本県告示第223号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により告示する。

平成22年3月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市天草町高浜南字牧ノ平1822番2、1823番、1825番、1826番、1828番、1829番、1854番2、1856番、1858番、1860番から1862番まで、1863番1、1863番3、1868番2、1870番

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字牧ノ平1825番・1826番・1856番・1858番・1860番から1862番まで・1863番1・1863番3(以上9筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第224号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年3月2日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年3月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	小鶴原女木線	球磨郡五木村乙字中村 1646番2地先から 同所 1646番2地先まで	59.7	単道改 (改築 による 拡幅)

2 供用を開始する期日 平成22年3月2日

熊本県告示第225号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年3月2日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年3月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	田代御船線	上益城郡御船町大字上野字松ノ下 1578番1地先から 同所 1585番2地先まで	99.2	やさ道 交1地 (改築 による 拡幅)

2 供用を開始する期日 平成22年3月2日

公 告

熊本県公告第93号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成22年3月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字みずき台3734番及び同3735番2
1,708.25平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市御代志868番地
上林工業株式会社

熊本県公告第94号

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により公告する。
なお、この公告の日から30日を経過しても申出がないときは、宅地建物取引業法第67条第1項の規定により当該宅地建物取引業者の免許を取り消すものとする。
平成22年3月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

宅地建物取引業者
 名 称 ファーストホーム・プロジェクト
 代表者氏名 平山 利行
 主たる事務所の所在地 菊池市西迫間286
 免許証番号 熊本県知事（4）第3651号
 免許年月日 平成5年11月22日

熊本県公告第95号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。
平成22年3月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ロッキー人吉店
人吉市瓦屋町字典子1713-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
(1) 設置する者

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社タケシタチェーン 代表取締役 竹下慎一	熊本市水前寺三丁目8-1

(2) 小売業を行う者

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社ロッキー 代表取締役 竹下光伸	鹿本郡植木町大字植木133番の1

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成22年10月17日

- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,450平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数
- | | | | |
|-------|--------|-----|--------|
| 第1駐車場 | 建物西・南側 | 49台 | |
| 第2駐車場 | 建物南側 | 30台 | |
| 第3駐車場 | 建物北側 | 32台 | 計 111台 |
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物西側 22台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物北側 63平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物北側 15立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前8時から午後10時まで
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- | | |
|-------|---------------------|
| 第1駐車場 | 午前7時30分から午後10時30分まで |
| 第2駐車場 | 午前8時00分から午後8時00分まで |
| 第3駐車場 | 午前8時00分から午後8時00分まで |
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- | | | | |
|-------|--------|-----|-------|
| 第1駐車場 | 建物敷地西側 | 2箇所 | |
| 第2駐車場 | 敷地西側 | 1箇所 | |
| 第3駐車場 | 敷地西側 | 1箇所 | 計 4箇所 |
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後6時まで
- 7 届出年月日
平成22年2月16日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び球磨地域振興局総務振興課
平成22年3月2日から平成22年7月2日まで

熊本県公告第96号

県営東西屋敷地区土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。
平成22年3月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第97号

県営上益城中央二期地区（中横田工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。
平成22年3月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第98号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により平成21年8月28日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により天草市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成22年3月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンターT A I Y O本渡店
天草市丸尾町80番ほか
- 2 市町村意見の概要
深夜の騒音等迷惑行為や照度障害の防止並びに周辺地域の夜間の風紀保持のための措置を講じられたい。
- 3 上記意見を提出する理由
当該店舗の近隣に民家及び公立高校等学校が存在するとともに、夜間を通じて集客が予想されることから、周辺地域の風紀悪化が懸念されるため。
- 4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び天草地域振興局総務振興課
平成22年3月2日から平成22年4月2日まで

熊本県公告第99号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第3項の規定に基づき、南谷地区土地改良事業共同施行施行委員長宮崎法大から南谷地区の換地処分をした旨の届出があった。
平成22年3月2日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第100号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成22年3月2日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
平成22年度電子計算機用税務データ入力業務
- (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
- (4) 入札方法
ア 入札金額は、データ1件当たりの単価とし、小数点第2位まで記載すること。また、当該単価には、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。
イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）第5条第1項の規定による審査のうえ、入札参加資格者として要綱第6条の入札参加者名簿の営業種目情報処理業務に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱第5条第1項の規定による審査を受け、入札参加資格を得ること。
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者にあつては、当該申立てに係る更正計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 6の(3)の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
 - (5) 平成22年2月28日現在において、委託業務と同種の営業を2年以上営んでいること。
 - (6) 電子計算機用データ入力に係る機械及び設備を備えていること。
 - (7) 受注及び納品について、次の要件を満たすこと。
ア 熊本県の休日を守る条例（平成元年熊本県条例第10号）に規定する休日以外の日、1日2回（午前11時及び午後4時）、5に記載の場所において、受注及び納品をすることができること。
イ アの日時以外でも県が業務執行上必要と判断する場合には、県の求めに応じて、随時に5に記載の場所において、受注又は納品をすることができること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱第3条第1項に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出先並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課管理審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成22年3月2日（火）から平成22年3月8日（月）までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格確認申請書の提出

本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

- (1) 提出期間
平成22年3月2日（火）から平成22年3月11日（木）までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分までとする。
 - (2) 提出場所
5に記載のとおり
 - (3) 提出方法
5に記載の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (4) 入札参加資格確認結果の通知
競争入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県総務部税務課管理班（県庁行政棟本館3階）
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2101
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成22年3月2日（火）から平成22年3月16日（火）までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分までとする。
イ 交付場所
5に記載のとおり
 - (3) 入札及び開札の日時
平成22年3月17日（水） 午後1時30分から
 - (4) 入札及び開札の場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館6階601会議室
 - (5) 入札書の提出方法
(4)に記載の場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5に記載の場所に平成22年3月16日（火）午後5時30分までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他
- (1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金
免除する。
 - (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
ケ 2以上の意思表示をした入札
コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
 - (4) 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定により、低入札価格について一定の基準を設けているので、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の価格をもって申込みをした者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
 - (5) 最低制限価格
無
 - (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限

- 落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金
 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、入札金額に仕様書に記載する予定件数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項の種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

登 載 依 頼

熊 本 県 病 院 局 告 示 第 2 号

平成22年1月29日熊本県病院局告示第1号（口頭による開示請求をすることができ
 る個人情報）を次のように改正したので、熊本県病院事業管理者が取り扱う個人情報の保
 護等に関する規程（平成20年熊本県病院局管理規程第16号）の規定により告示する。
 平成22年3月2日

熊本県病院事業管理者 若 本 隆 治
 表中熊本県病院局非常勤職員採用試験（作業療法補助員）の項の次に次のように加える。

熊本県病院局非常勤職員採用試験（経理業務等補助員）	受験者に対して総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	病院局総務経営課
---------------------------	-------------------	------------	----------